

最高裁秘書第2348号

令和4年7月28日

林弘法律事務所

弁護士 山中理司様

最高裁判所事務総長 堀田真哉



司法行政文書開示通知書

6月24日付け（同月28日受付、第040240号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

6月10日付け最高裁人能第494号人事局長通知「令和4年度民事調停委員及び家事調停委員に対する最高裁判所長官表彰の候補者等について」（片面で2枚）

2 開示しないこととした部分とその理由

1の文書には、公にすることにより表彰事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報が記載されており、この情報は、行政機関情報公開法第5条第6号に定める不開示情報に相当することから、この情報が記載されている部分を開示しないこととした。

3 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（4233）5240（直通）

最高裁人能第494号

(人ろ-14)

令和4年6月10日

高等裁判所長官 殿

最高裁判所事務総局人事局長 徳 岡 治

令和4年度民事調停委員及び家事調停委員に対する最高裁判
所長官表彰の候補者等について（通知）

昭和60年12月28日付け最高裁人能A第8号事務総長依命通達「民事調停委員及び家事調停委員に対する最高裁判所長官表彰について」記3(2)及び記4並びに平成28年3月24日付け最高裁人能第195号人事局長通達「民事調停委員及び家事調停委員に対する最高裁判所長官表彰の被表彰者の決定方法について」記1で定める標記の表彰候補者等について、下記のとおり定めましたので、表彰候補者を推薦してください。

記

1 各高等裁判所長官が推薦する表彰候補者の人数は、次のとおりとする。

高等裁判所名	人数	高等裁判所名	人数	高等裁判所名	人数
東京	41	広島	9	札幌	7
大阪	15	福岡	18	高松	5
名古屋	14	仙台	11	計	120

2

(1)

(2)

3. 表彰の日を令和4年10月28日付けとする。